

## 川崎市立川崎病院 身体的拘束最小化委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院に入院となった患者の身体的拘束を最小化するために、適切な対応を行うための組織と所掌事務等を行うために設置する身体的拘束最小化委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営などに関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会は以下に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体的拘束を最小化するための指針を作成し活用すること。
- (2) 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底すること。
- (3) 身体的拘束最小化のための検討及び研究に関すること。
- (4) 身体的拘束最小化のための啓発、教育及び広報に関すること。
- (5) その他身体的拘束最小化に関すること。

(委員の構成等)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は病院長が任命する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し会務を整理する。
- (3) 委員長不在のときは、委員長があらかじめ指定する委員が職務を代理する。
- (4) 委員は、各診療科部長及び課（科）長が推薦した者を任命する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- (1) 委員会は、原則として3ヶ月に1回とし、必要に応じて随時開催する。
- (2) 必要時、委員長の招集により臨時委員会を開催する。
- (3) 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

(部会等の設置)

第5条 委員会には、必要な事項を調査検討するため、部会、班、チーム等を設置することができる。

- (1) 部会、班、チーム等の設置は、委員会で検討し決定する。
- (2) 部会、班、チーム等の構成員は、委員会で検討し委員長が指名する。
- (3) 部会、班、チーム等は必要に応じて委員長が招集する。
- (4) 部会、班、チーム等で調査、検討した事項は委員会に報告する。

(研修の実施)

第6条 委員会を中心に、入院患者に係る職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を定期的に行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。